

## II 訓練事業団（T S A）の活動

雇用と訓練法の公布によって発足したM S Cの傘下に訓練事業団（T S A）が1974年4月1日に設置されたことは前述の通りであるが、その目的や機能を説明する前に、それ迄の英国全体に於ける広汎且複雑な訓練組織が背景となっていることを先ず認識しておく必要がある。

既に1964年の産業訓練法によって全国各主要産業別に24の各産業別訓練委員会（I T B）の管理の下に傘下各企業（従業員20名以上を雇用する企業主30万人～全従業員合計1.500万人）は企業の自主的責任に於て各I T Bの所定の訓練基準に従つて英國労働人口の約 $\frac{2}{3}$ に及ぶ労働者を訓練対象として企業内訓練が実施される体制下に於かれ、実際的には毎年200万人乃至300万人が何らかの型の訓練を受けている訳で、その費用は恐らく年間20億ポンドに達するものである。つまり英國の産業訓練の実施責任は本質的には企業主が負わされているのであり、そのためこそ産訓法はその促進策として各I T Bに対し各傘下企業体に対し訓練賦課金（levy）を徴収し交付金（Grant）を支給する権限を与へたのである。つまり政府自体はあく迄企業の自主的責任の原則を保持し、政府の権限介入を避けて来たのである。然し産訓法の効果は一面に於て中小企業特に零細企業側の訓練賦課金制度に対する反発の増大と、中小企業の共同訓練の不振の面に於て効果は減殺された。一方各I T Bの領域外の産業分野に働く約300万人の労働者の訓練（non-I T Bセクター）は政府自体が直接管理する必要に迫られた。茲に於て産訓法の一部改正と共に1973年7月の「雇用と訓練法」の誕生となつたのである。

さて訓練事業団の責任は要約すれば次の4項にしほられる。

1 産訓法の一部改正とは1972年2月雇用省が公表した「将来のための訓練」白書に於ける新職業訓練政策（政府自体の訓練政策の拡大一企業の自主的運営と補足強化のための政府の介入）とその後同年8月の一部修正声明によって、各I T Bの訓練賦課金制度を改めて訓練賦課金免除制度への移行を計り賦課金率を一律上限1%におさえる趣旨のものであり、併行的に政府自体の訓練拡充策として「訓練機会制度：Training Opportunity Scheme-TOPS計画」の実施を意図する。

- (1) 各産業別訓練委員会（ITB）の業務の協調と、各ITBの管理運営費の措置
- (2) 各ITBの所管に属しない産業分野や職業のための訓練業務の推進（non-ITB部門の訓練）
- (3) 政府自体の新訓練政策（訓練機会制度）の推進
- (4) 特定分野例えば、企業内指導員、訓練管理者、輸出産業事務要員等に対する訓練業務を関係各会社に対しサービスする。その他の労働者の向上訓練のサービスの推進

つまり T S A の狙いとしては、訓練を通じて国全体の労働力の有効適切な活用を計り、各個人に対しては訓練を通じて彼等自身の雇用のニーズや雇用の願望を充足するための援助を計り、更には訓練の効率を高める方策を進めることにある。そこで T S A としては、発足後まもなく訓練実施計画を発表した。

#### 第一計画。 産業側の訓練ニーズ対応策。

此の計画は主として 24 の各 ITB を通じて実施されるが、これと共に T S A としては各 ITB の手の及んでいない雇用分野で直接活動をする。かくして国全体の労働力の最善の活用を計る。

#### 第二計画。 各個人の訓練ニーズ対応策。

各個人の雇用ニーズや願望を充足するために訓練を通じて手助けをする。具体的には、政府が既に 1972 年から実施している訓練機会制度（TOPS 計画）<sup>1</sup> を積極的に実行する。

#### 第三計画。 訓練の効率増進。

1 TOPS 計画については 末尾表 1 の 1973・1974 年の訓練活動年次別一覧を参照せられたい。尚 1975 年次の TOPS による各種訓練総数 6 万人を目標としたが次の如く目標を突破した。（TOPS の最終目標は年間 10 万人の訓練）

スキルセンター	18,700 名
継続教育カレッジ	33,700 名
企業主の訓練施設	7,500 名
身障者訓練	800 名

尚 TOPS 制度は 1975 年～76 年にかけて拡充計画が決定し、対象者は若年や失業成人とし、1976 年度の TOPS による訓練目標であった 68,000 人に特別 12,000 人分を加へたのである。従って既定予算 £ 5,000 万に対し追加予算 £ 850 万を上乗せて、訓練計画を実施する訳である。

この計画は、実際に訓練問題を担当している職員（指導員、訓練指導官、訓練管理者等）の訓練知識の増大を計り彼等の能力や適格性の改善向上を計る。（研修や教育研究機関の活動後援等）

#### 第四計画。 訓練事業団の有効適切な運営

以上の四つの運営計画について参考迄にそれぞれ内容を説明しよう。

第一計画。 従来の各 I T B の傘下の 30 万人の企業主 - 従事員 1500 万人対象の自主的訓練が訓練賦課金・交付金制度 (Levy and grant system) によって今日迄促進された結果確に訓練の質は著しく改善されたもの

1971 年迄の時点では此の賦課金方式では個々の企業主の必要水準以上に訓練の量の増加をもたらす程ではなかったし又この方式は小企業のニーズにも適切には対応しなかつたために、 1973 法（雇用と訓練法）の導入によって賦課金は通常の場合 I T B 傘下各企業について支払賃金総額に対し一律に上限 1 % に定めた。又企業側で実施している訓練が I T B の定めた而も M S C の承認した基準に合致して質量共に適切に行われていることが立証出来た場合は賦課金は免除されることになった。更に各 I T B の管理費はこれ迄のように徴収した賦課金から支出せず M S C から訓練事業団を通じて賄われる事になった。又 M S C としては I T B のためにその主要な訓練活動の中で個々の企業主のニーズ以上に国家的利益<sup>1</sup>があると判断されるような訓練活動のために利用出来るような特別基金を支出することも出来る。(具体的な例として、北海油田開発のための海上製油装置建設に関して機械電気技術部門の中の各種の金属加工業種に従事する人々の訓練には特別基金が M S C から機械産業 I T B に交付され、その為にこの I T B の中に特定の委員会が設置され 1974 年始めこの委員会の特別訓練活動経費として 350 万ポンドが

1 訓練活動の中でも国家的利益から見て優位性のある重要な訓練に対しては、企業ニーズに優先してその訓練助成に対し T S A は基金を供与する。即ち national priority に対応する見地から例えば北海油田開発と云う国益上重大な活動の中で特に海上浮揚式製油装置としての production platform 作成に従事する溶接工の訓練は重要なものとして T S A が E I T B に基金を支出する。

支出された。) 既に述べたように現在 I T B が英国の殆んど主要産業部門の訓練を管理推進し英國労働人口の  $\frac{2}{3}$  を包括し 1974 年次には I T B 所属の職員総数約 6,000 名であり、年間徴収訓練賦課金は 2 億ポンドに達した。然し賦課金やその免除や交付金に関する I T B の措置は M S C の承認を要することになり、更に I T B の管理費も M S C の支出する権限となり、今後は I T B の活動は M S C 及び T S A の著るしい影響力を受けることになったのである。これは、企業の自主的訓練活動に対する政府の介入又は規制の強化と考へるよりも、英國の経済状勢即ち失業者の増大や経済不況に対応して国家全体としての労働力政策の確立の必要性の優位の観点から M S C は各 I T B と密接な連けいを必要とするものであり又 I T B の活動を良く理解する必要があるからである。

第二計画 これは個々人のニーズに対応する訓練計画であり 1972 年から実施されている T O P S 計画即ち訓練機会制度である。此の制度は、新しい仕事に就くための訓練を希望している人々に開放される全日制の訓練コースを技能のレベルと職業領域の両面から拡大するのが目的である。かくして出来るだけ多くの人々に訓練又は再訓練の機会を与へることを意図している。未だ T O P S が実施されていない 1969 年当時の政府の訓練政策<sup>1</sup>では精々 1 万人が訓練された。然し政府の積極的訓練拡充政策による T O P S の実施によって遂年訓練対象数は増大して行くのである。政府直轄の訓練センターはスキルセンターと改称され拡充或は増設され 1976 年現在 56 センターとなつた。

訓練受講者数も 1974 年に 46,000 名 1975 年には 68,000 名となり、

1 従来の政府の「職業訓練制度」では訓練定員年間 17000 名程度で政府直轄訓練センター( G T C )が主役ではあったが、各企業の自主的訓練が各 I T B によって実施されているのが主流であり、 G T C の活動は補足的であった。 G T C はその後スキル・センターと改称され逐年増設され現在 56 センターとなり 1977 年末迄には全国ネットワークとして年間 28000 名の収容能力があると予測されている。又スキルセンターの将来の新設計画についても既に 1977 年末迄に 16 センターを建設するための準備計画が出来ている

1976年には別に12,000名を上乗せして80,000名となった。尚TOPS制度に基き訓練を受ける場所は政府(MSC所管)のスキルセンターのみでなく、各地に在る継続教育カレッジ<sup>1</sup>で訓練事業団(TSA)が主催する訓練コースや企業主が自設自営している訓練施設で、何れのコースでも訓練を受けることが出来るのである。又その他各学校即ち継続教育カレッジや技術専門学校(Technical College)又は総合大学とか総合制生産技能大学(Polytechnic)で開設している訓練コースで職業教育的性格を持ち、TSA(訓練事業団)が承認し得る基準を有し訓練期間が1年又はそれ以内であれば、その訓練コースを誰でも受講出来るようになっている。但し受講希望者は19才以上でなければならぬ。歴代の政府の見解としては、雇用市場にこれから這入ろうとする若者達の初期の基本訓練は企業主側の責任であつて、その訓練コースを受けようとする場合その若者は未就職であるか又は仕事をやめる用意があるかであると考へている。一旦訓練コースに受け容れられると、訓練生の受講料も教材費も本人の負担にはならない。又訓練生の家庭の事情に依つて又訓練を受ける以前の収入レベルに応じて手当が支給される。最近の手当の平均額は週当り約29ポンドで無税である。尚初年度の全日制の現場外訓練コース受講に関する訓練手当支給の特別措置が1975年に決定した。即ち各ITBの直轄訓練センター、共同訓練センター、継続教育カレッジ、企業主の設置している訓練施設等で初期一年間全日制で現場外訓練を受ける若者達に対し訓練定員7,000名の枠内で週当り15ポンドの訓練

- 1 (a) TOPS制度による訓練生の50%以上はこれらの継続教育カレッジで訓練を受けている。  
継続教育カレッジ(Colleges of Further Education)は英国に於ける产学協同推進の主役でもある。(1976年次36,000名)
  - (b) 1974年次の訓練施設別訓練生配分率では、継続教育カレッジが47.5%, スキルセンターが37.5%, 企業主の自営する施設13%, 寄宿舎制訓練カレッジ2%の割合で、訓練生の大半が継続教育カレッジで受講している傾向が遂年上昇している。
  - (c) 1973年の調査ではTOPSに基く継続教育カレッジの訓練コースに16,000名が参加した。
  - (d) TOPS制度による訓練対象者数は将来年間10万人を目標としている。
- 2 1975年末決定された訓練手当特別支給制度(training award scheme)は受給定員7,000の枠内でMSCとして予算年間500万ポンドをTSAに支出することになった。この訓練手当受給者は、全日制の初年度の現場外訓練を各ITBの自営のセンターか、共同訓練センターか、継続教育カレッジか、又は企業主の自営の訓練センターで受講する人々である。

手当を支給することになった。尚政府直轄の訓練センターが M S C の発足に伴い T S A 直轄のスキルセンターと改称されたことは既述の通りであるが、その内少数の施設は開設以来 30 年の古い歴史を持っているが、大半の約  $\frac{4}{5}$  は茲 10 年間に設置されたものであり、設備も近代化され、最近開設したセンターには機械設備としてコンピューター制御式旋盤等も装置されている。センターに於ける各訓練職種別コースでは理論的指導と実技実習が徹底的に実施されている。訓練生<sup>1</sup>の職種別配分率は 1973 年の調査では、機械技術系 40 %, 事務系 26 %, 建設系 15 %, 運輸整備系 9 %, その他の職種 10 % となっている。スキルセンターへの入所申込者数は逐年著増している。

第三計画　此の計画は訓練効果の向上を計ることであるが、各種訓練方法や訓練基準の企画や他機関のそれらに関する研究の主催をすることであり、そのために各 I T B や各研究機関と協力することである。

此の分野での最近の T S A の具体的企画として北海油田開発に關係した訓練方法の研究や、主要企業の管理運営に関する研究に従事する大学院や研究所の業務に対する協力後援などがある。又各 I T B や T S A とその下部機構に勤務する訓練担当官、監理者、指導員等の能力向上啓發の問題も第三計画の重要な命題である。

第四計画　訓練事業団（ T S A ）自体の管理運営の適切化を計ることである。 T S A の組織は本部の管轄下に 7 つの地方支部があり、各支部がそれぞれの地域内のスキルセンターの管理業務や T O P S の運営や支部管轄下の人事経理を管掌する

以上の四計画の外、 T S A として直接所管している訓練業務としては、各企

1 T O P S 制度の下で T S A の運営するスキルセンターで受講する訓練生は次の 6 部門に区別される。即ち 女子訓練生、若年男子訓練生、身障者訓練生、長期失業者訓練生、外国人労働者訓練生及び余剰労働力として整理された労働者訓練生の 6 グループである。

業がスポンサーとなって自社従業員をスキルセンターに派遣して訓練を実施する場合のサービス業務や、TSAが専従の指導員を企業に派遣して現場訓練を指導する仕事や毎年各企業のために指導員を訓練する業務（年間約3000名を指導）がある。企業だけでなく各ITBやその他の機関のためにも指導員訓練を実施する。その際収容する訓練施設は、英國に2ヶ所ある指導員訓練大学（Instructor Training College<sup>1</sup>）が利用されたり、時には会社自設の訓練施設でTSAが主催することもある。その他TWIの講習も料金制で各社に対し実施している。これは毎年約20.000名が各社から受講している。

- 1 指導員訓練カレッジ（インストラクター・トレーニング・カレッジ）として有名なのはLondon北方50Kのレッチウオースの町に1940年開設されたカレッジがあり同地のスキルセンターと同一構内に設営され、別にリビングトンにあるカレッジと共に全国各事業所の指導員や各ITB所属の指導員の向上訓練のため新しい訓練技法や指導方法等を教育している。海外各国からも講座に参加し又実習指導を受けている。日本からも最近毎年青年技能者の研修チームが2週間講座に参加している。  
(日本からのテクニシアン欧州研修は日産訓協会が主催し1974年から毎年英國のスキルセンターで訓練技法などのセミナーに参加している)

(参考)※ 表 1

## 訓練事業団 (T S A) の

	1973年		
	第1四半期	第2四半期	第3四半期
A 訓練機会制度(TOPS)による訓練			
スキルセンター(訓練生数)	3,897	3,990	4,146
継続教育カレッジ	3,176	4,498	4,899
企業主の自設の訓練施設	1,613	1,849	1,414
寄宿制訓練カレッジ	214	186	230
	(計) 8,900	10,523	10,689
B TOPSによる身障者訓練数	916	933	1,081
C TOPSによる女子訓練数	1,970	3,203	3,423
D 企業に対する直接訓練サービス			
スキルセンターに於ける企業の後援する訓練	881	1,106	968
TWIによる訓練	5,131	4,493	2,929
指導員訓練カレッジでの訓練	419	364	323
企業に対する巡回指導員による訓練	156	195	226

※ 上記データは MSC 発行の 1974~75 年次報告書による。

— A の項中 継続教育カレッジで実施する訓練コースの受講者は 1974 年次合計 21,692 となり前年度 16,000 名に比し増加、その後逐年上昇している。英国の継続教育カレッジ及その他の継続教育施設は約 700 校以上あり年間 200 万人の学生や訓練生が利用している。上記の表はその内 TOPS による訓練コース受講者の数のみを示している。

主要訓練活動年次別一覽

		1974年			
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	4,864	4,161	4,406	4,562	3,988
	3,436	4,135	6,339	6,830	4,388
	1,287	888	1,299	1,497	2,125
	231	194	209	186	209
	9,818	9,378	12,253	13,075	10,710
	978	871	929	870	675
	2,474	3,278	4,912	5,372	3,502
	1,496	1,066	1,092	995	1,090
	5,199	5,966	5,334	3,975	5,633
	467	586	466	603	610
	310	185	271	236	385